

議 事 録

令和2年12月10日

開催場所	本庁 2階 202・203会議室	13:30～15:00
会議名	第5回 伊賀市農業委員会総会	
出席者	吉岡康 森下光 吉岡輝 西山 前田 高田 西田 藤室 木下 森中 金谷 森下 森本 中井 北川 (計15名)	
欠席者	玉岡 大田 山口 福森 奥澤 坂本 福地 山本 宮本 垣内 <small>〔コロナ感染対策として最小限の出席としたため〕</small>	
事務局	小林康 福山 今出 小林伸 中森	
議 事		
議長	皆様おそろいですので、只今から伊賀市農業委員会第5回農業委員会総会を開催します。それでは総会の成立報告を事務局からお願いします。	
事務局	本日も新型コロナウイルス感染症対策として、出席委員について調整させていただいております。本日は、議案の案件説明のためご出席いただく委員の数が半数を超えますので、それ以外の委員については出席いたっておりません。現在、出席委員は総数24名中、14名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告させていただきます。以上です。	
議長	今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。	
一同	異議なし。	
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。13番の金谷委員さん、19番の森下委員さんをお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。	
議長	それでは只今より議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、並びに報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は何れも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	賃貸借の合意解約がなされ、報告件数17件、筆数は田34筆、畑3筆の合計37筆、面積は田52,655㎡、畑1,369㎡の合計54,024㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
事務局	無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数4件、筆数は田のみの4筆、面積は合計6,991㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
議長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。ご発言が無いようですので報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、並びに報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。 続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案書第1号No.1～7について事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	No.1とNo.2につきましては、譲受人が同一であるため、併せて説明いたします。 No.1 比自岐地区、所在地は岡波の田2筆、面積は合計3,547㎡、譲渡人は名張市の〇〇〇〇さんです。 No.2 神戸地区、所在地は柘川の田1筆、面積は3,319㎡、譲渡人は柘川の〇〇〇〇さんです。 譲受人は下神戸の(株)〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんで、譲受人の耕作面積は4,763aで、許可後は併せて4,832aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。譲受人である(株)〇〇〇〇は、収入の8割以上が農業関連収入であり、かつ議決権を持つ構成員全てが農業従事者であり、年間200日以上農業従事日数があることから、農地所有適格法人の要件を満たしております。農機具はトラクター、コンバインを各3台、田植え機を2台所有されており、以前から水稻を耕作され管理されています。申請地は会社拠点から車で2kmほどありますが、申請地周辺のいくつかの農地も〇〇〇〇が耕作しているため、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請地にかかる借受人はおりません。	

事務局	No.3 布引地区、所在地は広瀬の田1筆、面積は1,463㎡、譲渡人はゆめが丘の〇〇〇〇さん、譲受人は広瀬の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は117aで、許可後は132aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が40年で常時従事されています。農機具はトラクター、コンバイン、田植え機を各1台所有されており、水稻を耕作される予定です。申請地は自宅すぐ東側にあり近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.4 布引地区、所在地は広瀬の田1筆、面積は2,207㎡、譲渡人はゆめが丘の〇〇〇〇さん、譲受人は広瀬の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は314aで、許可後は336aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が6年で常時従事されています。農機具はトラクター、コンバイン、田植え機を各1台所有されており、以前から申請農地を管理されております。申請地は自宅から約200mにあり近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません
事務局	No.5 新居地区、所在地は東高倉の田1筆、面積は1,594㎡、譲渡人は野間の〇〇〇〇さん、譲受人は東高倉の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は452a、取得後は510aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が50年で常時従事されています。農機具は田植機、コンバインを各1台、トラクターを2台、乾燥機を4台所有されており、水稻を耕作されます。申請地はいずれも自宅から車で2、3分と近距離であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.6 新居地区、所在地は東高倉の田2筆、面積は合計4,253㎡、譲渡人は東高倉の〇〇〇〇さん、譲受人は東高倉の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は452a、取得後は510aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が50年で常時従事されています。農機具は田植機、コンバインを各1台、トラクターを2台、乾燥機を4台所有されており、水稻を耕作されます。申請地はいずれも自宅から車で2、3分と近距離であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.7 新居地区、所在地は西高倉の畑3筆、面積は合計467㎡、譲渡人は西高倉の〇〇〇〇さん、譲受人は西高倉の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は15a、取得後は19aとなり伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が4年、妻が5年で常時従事されています。農機具は耕耘機を1台所有されており、野菜を耕作されます。申請地は自宅から300mと近距離であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して比自岐・神戸地区担当委員、布引地区担当委員、新居地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
木下委員	No.1、2について説明いたします。11月24日に事務局と現地確認を行いました。両方ともに〇〇〇〇が耕作していた農地で引き続き耕作するということで問題はございません。
森下委員	No.3、4について説明いたします。11月27日に事務局と現地確認を行いました。両方ともに近くに居住する方が耕作するということで問題はございません。
前田委員	No.5、6、7について説明いたします。11月30日に事務局と現地確認を行いました。何れも譲受人が継続して耕作するということで問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～7について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.1～7について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)

議長	全員賛成ですので、議案第1号No.1～7は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.8～13を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.8長田地区、所在地は長田の田2筆、面積は1,127㎡、譲渡人は大阪府河内長野市の○○○○さん他1名、譲受人は大阪府東大阪市の○○○○さんです。譲受人の伊賀市の耕作面積がなかったため、12月1日に新規営農面談を行いました。申請者は、隣接する住宅を購入しており、今回第3条申請で農地を取得し本格的に農業を始めるものです。今回取得する農地は11aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。また、申請人は農機具は耕耘機を1台前所有者から引き継いで所有しており、取得後は野菜及び柿を栽培する予定です。申請地は自宅の隣接地及び自宅から500m圏内であり、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請地に係る借り受け人はございません。
事務局	No.9長田地区、所在地は朝屋の畑1筆、面積は344㎡、譲渡人は朝屋の○○○○さん、譲受人は朝屋の○○○○さんです。譲受人の耕作面積は255aで取得後は258aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は40年で、本人が常時従事されており、農機具はトラクター、コンバイン、田植機、耕耘機を各1台所有し、許可後は水稻を耕作する予定です。自宅に近接している農地であり、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.10花之木地区、所在地は法花の田1筆、面積は96㎡、譲渡人は愛知県尾張旭市の○○○○さん、譲受人は法花の○○○○さんです。譲受人の耕作面積は51aで取得後は52aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は60年で、本人が常時従事されており、農機具はトラクター、耕耘機を各1台所有し、許可後は水稻の育苗等を行う予定です。自宅に隣接している農地であり、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.11府中地区、所在地は服部町の田2筆、畑1筆 面積は合計2,466㎡、譲渡人は服部町の○○○○さん他2名、譲受人は服部町の○○○○さんです。譲受人の耕作面積は668aで取得後は692aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は2年で、本人が常時従事されており、農機具は田植機、コンバイン、トラクターを各1台所有し、許可後は水稻、大豆を耕作する予定です。自宅から全ての農地が2km圏内であり、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.12.13 農地の交換案件となりますので併せて説明いたします。 No.12花垣地区、所在地は予野の田1筆、面積は2,081㎡譲渡人は予野の○○○○さん、譲受人は予野の農事組合法人○○○○代表理事○○○○さんです。 No.13花垣地区、所在地は予野の田1筆、面積は1,899㎡、譲渡人は予野の農事組合法人○○○○代表理事○○○○さん、譲受人は予野の○○○○さんで、交換する面積に182㎡の差異がありますが、農地を集約し効率よく耕作するため、双方で合意していることを確認済みです。○○○○さんの耕作面積がNo.12及びNo.13の増減面積と合わせた面積分減少しますが、許可後は236aとなり伊賀市の下限面積を満たしております。○○○○さんの農作業歴は30年で常時従事されています。農機具はトラクターを2台、田植機、コンバインを各1台所有されており、水稻を耕作される予定です。申請地周辺の農地を耕作されており、農地を集約することで引き続き効率よく耕作できると認められます。なお、周辺地域の農業に対し支障はありません。農事組合法人○○○○さんの耕作面積は2,208aで、許可後は2,210aで、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は30年で常時従事されています。農機具はトラクターを3台、移植機を2台、収穫期を1台所有されており、水稻を耕作される予定です。農事組合法人○○○○については、構成員3名が年間250日、農業に従事しており、かつ、売上高の全てが農業によるものであることから、農地所有適格法人の要件を満たしています。申請地周辺の農地を耕作されており、農地を集約することで、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。
議長	只今の説明に関連して、長田・花之木地区担当委員、府中地区担当委員、花垣地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

西山委員	No.8については、11月30日に事務局と現地確認を行いました。12月1日に新規営農面談を行い、50歳代の若い方が新たに農業をされるということです。熱心な方で近くの家を購入するという事で問題はございません。
西山委員	No.9については、11月30日に事務局と現地確認を行いました。3筆の割田の1筆で以前から譲受人が耕作されているということで問題はございません。
西山委員	No.10については、11月30日に事務局と現地確認を行いました。譲渡人は遠方へ引越しをされた方で隣接する譲受人への売買であり問題はございません。
高田委員	No.11については、11月27日に事務局と現地確認を行いました。自宅近くの水田で水稻を作付けするという事で問題はございません。
森中委員	No.12、13については、11月27日に事務局と現地確認を行いました。交換案件で何れも近隣の農地を管理しているので問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	No.8について、住所は大阪となっているが、長田に住んでいるのか。
西山委員	住所は移っていないけれど隣地の住居は購入済である。
議長	他にご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.8～13について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.8～13について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.8～13は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして続きまして議案第1号No.14～17を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.14 中瀬地区、所在地は寺田の畑1筆、面積は577㎡、譲渡人は大阪府枚方市の〇〇〇〇さん、譲受人は寺田の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は23aで取得後の耕作面積は29aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が50年、妻も50年従事しており問題ありません。農機具は耕耘機、草刈り機、を所有しています。もともと受人が居宅に隣接した申請地を管理しており、渡し人が土地を整理したいと、申し出があり受人に売買し所有権移転するものです。通作について問題なく、取得後は果樹を植栽する予定で引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.15 中瀬地区、所在地は高畑の田2筆、面積は合計3,938㎡、譲渡人は小田町の〇〇〇〇さん、譲受人は羽根の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は115aで取得後の耕作面積は154aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が23年、妻が20年従事しており問題ありません。農機具はトラクター、コンバイン、田植え機、を所有しています。2筆とも、もともと受人が耕作しており、渡し人が離農するため、申請地の管理ができなくなり、耕作していた受人に売買し所有権移転するものです。通作について問題なく、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。

事務局	No.16 阿保地区、所在地は阿保の田2筆、面積は合計771㎡、譲渡人は川上の○○○○さん、譲受人は阿保の○○○○さんです。譲受人の耕作面積は168aで取得後の耕作面積は176aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が3年、妻と父も同様に従事しており問題ありません。農機具は耕耘機、草刈り機、田植え機、コンバイン、乾燥機を所有しています。5条申請で本申請地の南側も取得する予定で、渡し人が土地を整理したいと、申し出があり受人に売買し所有権移転するものです。通作についても問題なく、取得後は野菜を作付けする予定で引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.17 矢持地区、所在地は霧生の畑1筆、面積は131㎡、譲渡人は緑ヶ丘本町の○○○○さん、譲受人は霧生の○○○○さんです。譲受人の伊賀市での耕作面積がなかったため、12月1日に新規営農面談を行いました。申請人は申請地内に在住で魚屋を営んでおり、以前より農地を借り受けて農業にも従事しています。申請人が譲渡し人の親族と仕入れの関係で市場で知り合い、譲り渡し人が高齢で申請地に来れなくなったことを知り、もともと申請人の親族の土地でもあったため、隣接する家屋も含め取得することになり本申請に至ったものです。農業経験はあり、同居する妻も農業に従事するなど、適正に営農されると判断され承認を受けました。耕作面積は利用権設定と合わせて17aとなり、伊賀市の下限面積について問題ありません。農機具は、トラクター、コンバイン、田植え機、耕耘機を所有しており問題ありません。通作についても居宅から500mにあり問題なく、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、中瀬地区担当委員、阿保地区担当委員、矢持地区担当委員、の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
西田委員	No.14、15について説明いたします。11月27日に事務局と現地確認を行いました。事務局の説明のとおりで問題はございません。
森本委員	No.16について説明いたします。11月30日に事務局と現地確認を行いました。事務局の説明のとおりで問題はございません。
中井委員	No.17について説明いたします。11月30日に事務局と現地確認を行いました。事務局の説明のとおりで問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.14～17について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.14～17について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
	全員賛成ですので、議案第1号No.14～17は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.1 壬生野地区、所在地は西之澤の田4筆、面積は合計955㎡、転用しようとする地目は雑種地です。申請人は西之澤の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は名阪国道壬生野インターから西へ約600mに位置し、周囲を宅地と雑種地、農機具の往来ができない河川に囲まれた基盤整備されていない小規模集団に属する農地であることから、第2種農地と判断します。申請地は宅地と雑種地と河川に囲まれた生産性の低い農地で、以前から休耕地となっており、今後も管理が難しいことから、太陽光発電施設として有効活用するとのことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。工事計画については、太陽光パネルを264枚設置し、設置率は40%を超えております。工事期間は、令和3年3月30日までの計画です。取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透および新たにU字溝を設置し北側の河川へ放流します。地元地区及や水利組合、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、壬生野地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
金谷委員	No.1については、11月30日に事務局と現地確認を行いました。自宅近くの雑種地のようになっている土地で事務局の説明のとおり問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第2号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号No.1は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1～8について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 依那古地区、所在地は市部の田1筆、面積は105㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は大阪府茨木市の〇〇〇〇さん、譲受人は市部の〇〇〇〇さんです。施設の概要は自宅用駐車場2台分として利用するものです。申請地は、市部農耕センターから北約150mに位置する市部地区中心内にある農地で、周囲を宅地に囲まれた基盤整備がなされていない狭小な農地であることから、第2種農地と判断します。当該農地は平成23年6月から農地を整備し駐車場として利用していたため、今回顛末書を添付しての申請となっております。当該農地は周囲を宅地に囲まれ耕作がしづらく、以前から休耕地となっていました。譲受人の居宅のすぐ東側にあり利便性があり、他に適した土地が無く、引き続き利用したいとのことから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透及び既設水路へ放流します。区や水利組合、また周辺の土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。
事務局	No.2 阿波地区、所在地は上阿波の畑5筆、面積は合計640.71㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は津市の〇〇〇〇さん、譲受人は津市の〇〇〇〇(株)代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、国道163号線沿いにある本願寺から北約150mに位置する、優良農地からは分断された基盤整備されていない狭小な農地集団であることから、第2種農地と認められます。当該農地は、譲渡人が市外在住であることから長期間休耕地となっており、今後も管理ができないということから、太陽光発電事業を行う事業者へ土地を譲渡し、土地を管理してもらうとのことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に実行されるものと判断しております。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルを324枚設置し、設置面積は530㎡となります。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透及び既存側溝へ放流する計画となっております。工事期間は許可日から令和3年3月31日となっております。区や隣接所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。

事務局	<p>No.3 新居地区、所在地は西山の田1筆、面積は1.17㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は西山の〇〇〇〇さん、譲受人は名張市の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は、太陽光発電施設の管理用地として利用するものです。申請地は、西山公民館から西へ約600mに位置し、周囲を山林、雑種地に囲まれた小規模集団に属する基盤整備されていない農地であることから第2種農地と判断します。申請地は以前に太陽光発電施設への転用が許可された農地とともに一体利用する計画でしたが、この農地だけ手続きが遅れてしまったため別途申請することになりました。当初の計画どおり隣接する太陽光パネルの管理用地として一体利用する計画です。面積が大変小さいうえ、周囲は太陽光発電で工事計画中であり農地として管理していくことが困難であることから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。工事期間は許可日から6ヶ月の計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透の計画です。地元地区及び隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
事務局	<p>No.4 府中地区、所在地は千歳の田1筆で975㎡です。譲渡人は千歳の〇〇〇〇さん、譲受人は津市の〇〇〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。</p> <p>申請地は千歳公民館から西へ350mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。現在も休耕地であり、当該農地を太陽光発電施設として管理をし、遊休農地を活用していくことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に実行されるものと判断します。工事期間は許可日から3カ月の計画です。</p> <p>工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、周囲はフェンスを設置するとともに、マウンドを施工し土砂の流出を防ぎます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び勾配を設け既設水路へ放流する計画です。太陽光パネルを284枚設置し、設置面積は462.92㎡であり、設置割合は40%を超えます。地元地区、水利組合及び周辺所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。</p>
事務局	<p>No.5 府中地区、所在地は千歳の田2筆で1,310㎡です。譲渡人は千歳の〇〇〇〇さん他1名、譲受人は奈良県奈良市の〇〇〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。</p> <p>申請地は千歳公民館から北西へ450mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。現在も休耕地であり、当該農地を太陽光発電施設として管理をし、遊休農地を活用していくことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に実行されるものと判断します。工事期間は許可日から1カ月の計画です。</p> <p>工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、周囲はフェンスを設置するとともに、マウンドを施工し土砂の流出を防ぎます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び勾配を設け既設水路へ放流する計画です。太陽光パネルを312枚設置し、設置面積は508.56㎡であり、地元地区との協議の結果西側のセットバック部分を除き設置割合は40%を超えます。地元地区、水利組合及び周辺所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。また、市建設部企画管理課へ届出書が提出されています。</p>

事務局	<p>No.6 府中地区、所在地は山神の田5筆、面積は合計10,885㎡です。賃貸人は朝日ヶ丘町の〇〇〇〇さん他4名、賃借人は東条の〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は、一時転用し砂利採取に利用するものです。申請地は、城東中学校から北西へ500mに位置する農用区域内農地です。採取計画によりますと、全体面積10,885㎡、掘削面積9,708.2㎡について、2mの保安距離を確保し、掘削深2.5m、安定勾配1:1.2で切り込み17,945.52㎡の砂利を採取する計画です。採取した砂利は場内に一時堆積し、水切りした後自社プラントへ搬出します。</p> <p>埋め戻し土につきましては、掘削深2.5mの内、元の表土を0.5m、山土等を1.8m脱水ケーキを0.2m充てる計画となっています。山土等については申請地から北東へ約2kmに位置する伊賀市東条地内の〇〇〇〇所有地の土及び申請地から南西へ約13.5kmに位置する伊賀市大滝地内の自社所有地の山土を使用します。採取にあたりましては、地元関係者との調整も済んでおり、災害防止計画を策定し、危険防止のための標識及び防護柵の設置等、被害防除及び安全面にも配慮し、従業員並びに車両運転者に対し注意を促す計画となっています。排水は雨水のみで敷地南西部に水中ポンプを設置し、沈砂タンクを経由したうえで一級河川柘植川へ放流します。</p> <p>事業については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る銀行の残高証明書が添付されています。また、採取計画許可申請について三重県砂利協同組合連合会との連名になっており、共同責任を負うことから採取跡地の埋め戻しによる農地の復元は確実に行われると考えられます。また、他法令につきましては、土壌汚染対策法の届出、砂利採取法に基づく許可申請、三重県土砂等の埋め立て等の規制に関する条例に基づく許可申請が行われるとともに、地元地区や水利組合、隣接土地所有者からの同意も得られており、周辺農地への支障はないものと判断します。</p>
事務局	<p>No.7 古山地区、所在地は菖蒲池の田3筆、面積は1,843㎡、譲渡人は東京都三鷹市の〇〇〇〇さん他1名です。譲受人は名張市の〇〇〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、建設業の為の資材置場として利用するものです。</p> <p>申請地は古山界外公民館から西へ約200mに位置する農地で、周囲を宅地等に囲まれており、10ha未満の小規模な農地集団に属する基盤整備されていない農地であるため、いずれの農地区分にも該当しないその他の農地であり、第2種農地と判断します。取水もなく、排水は雨水のみで自然浸透の計画です。</p> <p>地元地区、周辺土地所有者へは事業について説明済みで同意を得られており、周辺農地等へ被害を及ぼした場合は、申請者が責任をもって解決することとなっており、農地転用については特に問題ないものと判断しています。周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。</p>
事務局	<p>No.8 花垣地区、所在地は予野の田1筆、面積は1,384㎡です。譲渡人は予野の〇〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、従業員用駐車場として利用するものです。</p> <p>申請地は花垣地区市民センターから南西へ900mに位置する農地で、周囲を宅地等に囲まれており、10ha未満の小規模な農地集団に属する基盤整備されていない農地であるため、いずれの農地区分の要件にも該当しないその他の農地で第2種農地と判断します。申請者は事業の拡大により従業員の数も増加し既存の駐車場では収まらず近隣の雑種地や路肩に駐車している状態で早急に駐車場が必要であり、代替地が無いことから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。</p> <p>転用計画としましては、駐車場として整備する計画となっています。工事期間は許可日から令和3年3月31日までの計画です。</p> <p>工事計画としては、土地造成は盛土を行ったうえで整地します。盛土法面は土羽仕上げとし、法面保護のため芝貼りを行います。取水はなく、排水は雨水のみで、敷地外周部に側溝を設置し、既設水路へ放流する計画です。</p> <p>地元地区、周辺土地所有者へは事業について説明済みで同意を得られており、周辺農地等へ被害を及ぼした場合は、申請者が責任をもって解決することとなっており、農地転用については特に問題ないものと判断しています。周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。</p>

議長	只今の説明に関連して、依那古地区担当委員、阿波地区担当委員、新居地区担当委員、府中地区担当委員、古山・花垣地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
藤室委員	No.1については、11月30日に事務局と現地確認を行いました。譲受人が以前から借りていた土地で、今後駐車場として整備していきたいということで問題ございません。
森下委員	No.2については、11月27日に事務局と現地確認を行いました。譲渡人が津市在住で管理できない土地であり、事務局の説明のとおり問題はございません。
前田委員	No.3については、11月30日に事務局と現地確認を行いました。特に問題はございません。
高田委員	No.4, 5については、11月27日に事務局と現地確認を行いました。太陽光発電ということで特に問題はございません。
高田委員	No.6については、11月27日に事務局と現地確認を行いました。地区、水利組合、隣地同意も得られており特に問題はございません。
森中委員	No.7については、11月27日に事務局と現地確認を行いました。地目は田であるが耕作されておらず、適切な利用と判断しました。
森中委員	No.8については、11月27日に事務局と現地確認を行いました。現在路肩に駐車されており早急に駐車場が必要であると考えられる。問題ない。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	No.3については、1.17㎡は他と併せての利用か？
事務局	周辺との一体利用です。
西田委員	No.6については、砂利採取の掘削深は2.5mで間違いはないか？
事務局	間違いはない。
議長	他にご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1～8について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.1～8について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.1～8は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.9～13を議題とします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局	<p>No.9 中瀬地区、所在地は西明寺の田2筆、畑1筆、面積は田畑合わせて1,133㎡、転用しようとする地目は宅地です。譲渡人は神奈川県川崎市の〇〇〇〇さん、譲受人は名張市の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、施設の概要は、建売分譲用地4区画分です。申請地は、名阪国道中瀬インターから西に1km以内に位置する農地で、農用地区域内にある農地以外のほ場整備されていない生産性の低い狭小の農地でいずれの要件にも該当しないその他の農地で第2種農地と判断します。申請地は、周囲が宅地開発されれば申請地のみが農地として残っているのみで農地として利用することは生産性がなく、既存集落に隣接して行う住宅団地開発であり、当該農地に代えて申請の目的を達成できる土地が他になく、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。都市計画法に基づく開発許可案件であり特定開発事業相談書が提出されており、転用は確実に行われるものと思われま。土地造成は整地のみで住宅用地部分が895.93㎡、水路・駐車場用地部分が238.02㎡で住宅の面積は219.65㎡で建ぺい率は24.52%となり適正な建ぺい率の22%を超えており問題はありませ。申請地北側はコンクリート擁壁で住宅団地が仕切られており、コンクリート擁壁に沿って素掘りの水路が設置されています。取水は分譲地それぞれに上水道を引込み、汚水についてもそれぞれの分譲地に合併浄化槽を設置し、雨水と共に既存の水路を改修した水路に放流します。南側に接道する道路側にも水路を設置し、西側にある既存の水路に繋ぎ雨水を放流します。工事期間は許可日から令和4年12月20日までの計画となっています。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、周辺地域に事業説明を行っており、自治会長からの同意も得られており、転用について問題ないものと判断します。</p>
事務局	<p>No.10 中瀬地区、所在地は寺田の田1筆、面積は1,813㎡、砂利採取を目的とした一時転用です。賃貸人は、寺田の〇〇〇〇さん、賃借人は株式会社 〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は、一時転用し砂利採取に利用するもので、両者の間で許可日から1年間の賃貸借契約が交わされています。申請地は、名阪国道中瀬インターから北東へ約1kmに位置する都市計画区域内、農業振興地域内、農用地区域外農地です。採取計画によりますと、全体面積1,813㎡、掘削面積1,326.4㎡について、2mの保安距離を確保し、掘削深5m、安定勾配1:1.2で切り込み、3893.2㎡の砂利を採取する計画です。採取した砂利は、場内に一時堆積し水切りした後、申請地から東へ約2km付近に位置する〇〇〇〇株式会社の砂利製造プラントへ搬出します。埋め戻し土につきまは、掘削深5mのうち、旧表土を0.2m、山土を4.8m充てる計画となっております。山土については、搬出する〇〇〇〇から伊賀建設事務所で砕石法の認可を受けた山土を使用します。</p> <p>採取にあたりましては、地元関係者との調整も済んでおり、危険防止計画を策定し、危険防止のための標識及び、砂利採取場周辺に柵の設置等、被害防除及び安全面にも配慮され、通学路にもなるため小・中学校の学校長とも協議を行っています。進入路には道路保護のため鉄板を敷きます。排水は雨水のみで、場内に沈砂池、収水池を設け北側の既設水路から服部川へ放流する計画となっております。</p> <p>事業は自己資金にて行い、全体事業費を上回る銀行の残高証明書が添付されています。採取跡地の埋め戻しは、当該申請者と〇〇〇〇が共同責任を負っており、預託金処理契約もされていることから、採取後は確実に農地に復元されるものと考えます。</p>

事務局	<p>No.11 阿保地区、所在地は阿保の田1筆、面積は1,219㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は川上の〇〇〇〇さん、譲受人は阿保の〇〇〇〇さんです。施設の概要は資材置場として利用するものです。申請地は、伊賀市役所青山支所から南西おおむね700mに位置する、宅地、山林と雑種地と川に囲まれた生産性の低い10ha未満の集団の農地で第2種農地と判断いたします。当該農地は、3条申請で取得する農地の道を挟んだ南側の農地を合わせて取得するものです。譲受人の営む建設業の資材置場として利用するもので会社からも近く幹線道路からも進入し易い土地で、資材置場として利用することは合理的で利便性もよく、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。転用計画は建設業の土などの建築資材の置場や重機置場として利用する計画です。土地造成については、整地のみで取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透する計画となっております。進入路は鉄板の敷設により道路側溝を横切ることになるので、企画管理課へ法定外公共物使用等許可申請書が提出されています。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、区長からの同意も得られており、周辺地域への支障はないものと判断します。</p>
事務局	<p>No.12 阿保地区、所在地は別府の田1筆、面積は492㎡、一時転用による工所用事務所等に利用するものです。譲渡人は別府の〇〇〇〇さん、譲受人は神奈川県川崎市の〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇さんです。施設の概要は工所用事務所、資材置場、駐車場として利用するものです。申請地は、近鉄青山駅から東へおおむね300mに位置する農地で、工所用事務所建築等を目的とする一時的な利用に供するもので、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と判断します。当該農地は、長年耕作しておらず、川上ダムの建設に伴う電源設備工事のための事務所と資材置場、駐車場としてとして利用するもので、作業員が現場に入るため駅からも近く申請地より現場に向かうにも便利な立地で、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。土地造成について道路高まで盛土を行い、整地いたします。取水は上水道を引き込み、汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し既存の水路へ放流、雨水についても既設側溝へ放流します。進入路は鉄板の敷設により道路側溝を横切ることになるので、企画管理課へ法定外公共物使用等許可申請書が提出されています。撤去費用の見積書を添付させ農地への復元についても確認済みです。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、区長からの同意も得られており、周辺地域への支障はないものと判断します。</p>
事務局	<p>No.13 上津地区、所在地は伊勢路の田1筆、面積は99㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は伊勢路の〇〇〇〇さん、譲受人は伊勢路の〇〇〇〇さんです。施設の概要は進入路として利用するものです。申請地は、近鉄上津駅から北東おおむね300mに位置する、宅地、鉄道、山林、雑種地と川に囲まれた生産性の低い10ha未満の集団の農地で第2種農地と判断いたします。当該農地は、譲受人の居宅に進入する道路に接する農地で、現在道路幅が2m足らずの道路となっており、家屋に接道する道路幅について4mの道路が必要であるため拡幅するもので、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。土地造成について整地のみで砂利を敷設します。取水はなく、排水は雨水のみで新設する水路から既設水路へ繋ぎ放流する計画となっております。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、区長からの同意も得られており、周辺地域への支障はないものと判断します。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、中瀬地区担当委員、阿保・上津地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
西田委員	<p>No.9については、11月27日に事務局と現地確認を行いました。開発団地に隣接する農地で水利が悪く作りにくい農地でありやむをえないと判断した。</p>

西田委員	No.10については、11月27日に事務局と現地確認を行いました。事務局の説明のとおりで問題はございません。
森本委員	No.11については、11月30日に事務局と現地確認を行いました。幅の広い道路に面した土地で特に問題はございません。
森本委員	No.12については、11月30日に事務局と現地確認を行いました。ダム建設の電源設備工事の目的を考えると適した土地であり問題はない。
森本委員	No.13については、11月30日に事務局と現地確認を行いました。自宅への進入路が狭いので広げたいという申請で特に問題はない。
議長	これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.9～13について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.9～13について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.9～13は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による計画変更申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 事業計画変更申請がなされたため意見の決定を受けようとするものです。本案件につきましては、9月28日付で一時転用許可したものについて、許可後に砂防指定地域であることが判明し、砂防指定地域内行為の申請が必要となり、その際、砂防指定地域内行為の規定により法面の安定勾配の変更が生じたことと、沈砂池の設置が必要になったことによる事業計画変更承認の申請です。 伊賀市別府字朝妻地内において、農地、山林、雑種地の嵩上による田畑転換の事業で、所要面積、期間等に変更はなく当初の一時転用目的は達成されるものです。砂防指定地域内行為の規定による安定勾配を1:1.5から1:1.8への変更と、沈砂池の設置で、それに伴い埋め立て土量が33,483.3m ³ から27,127m ³ に代わります。 土地の形質変更について、所有者と承諾書を交わしており、改めて区長と協議も行ってあります。以上のことから、変更後の転用事業は事業計画に従って実施されることは確実に、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前と同程度であると認められ、変更後の転用事業についても農地転用許可基準により事業計画変更は承認されるものと認められると判断します。
議長	只今の説明に関連して、阿保地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
森本委員	No.1については、11月30日に事務局と現地確認を行いました。事務局説明のとおり特に問題はない。
議長	これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第4号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)

議長	全員賛成ですので、議案第4号No.1は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして、議案第5号「非農地証明下付願について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 布引地区、所在地は広瀬の畑1筆、面積は561㎡、現況は山林です。願出人は兵庫県西宮市の〇〇〇〇さんです。土地の所在は、広瀬小規模集会所の裏側にあり、山林や宅地に囲まれた整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地と認められます。当該農地は、願出人が30年以上前に櫛を植林し、現在は広瀬区が主体となって山林として管理されてきたそうです。現地調査を行ったところ、周囲は山林に囲まれて山林化しており、木の生育状態から20年以上経過していると確認でき、農地に戻すことは困難であり、非農地として問題ないと確認できました。
議長	只今の説明に関連して、布引地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
森下委員	No.1については、広瀬公民館の裏で崖になっている箇所。従来から広瀬区で管理をしているので問題ないと考えます。
議長	これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第5号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第5号No.1は原案のとおり下付することに決定しました。続きまして議案第6号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定が、新規設定43件、再設定23件、所有権移転5件で、計画面積は合計262,462㎡です。 (説明)
事務局	以上の農用地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第6号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第6号は、計画案のとおり意見の決定をすることに決定しました。
議長	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
	(発言無し)
議長	続きまして、事務局から事務連絡はありますか。
事務局	(令和3年度 伊賀市農作業賃金基準表(案)について説明) 次回の総会までに意見をお願いします。

議長	説明が終わりました。ただ今の説明について、何か意見等はございますか。
議長	特にご意見が無いようですので、以上で本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
議長	次回の総会は、1月8日(金)13時半から伊賀市役所2階202、203会議室で開催いたします。以上をもちまして、伊賀市農業委員会第5回総会を閉会いたします。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和3年3月10日

会長

吉岡 康夫

Ⓜ

議事録署名者

金谷 博一

Ⓜ

議事録署名者

森下 光子

Ⓜ